

ID: 1613

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の33第3項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【根拠条文】 (勧告、命令等) 第51条の33 第51条の31第2項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた主務大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 主務大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 主務大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 主務大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 主務大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、主務省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日